

大規模不法行為出現の背景

樫 博 行

はじめに

1980年代のアメリカでは多数の当事者で構成される訴えが、連邦および州裁判所を問わず全米各地の裁判所で提起されてきた。何十万を超える原告が被告である多数の会社を相手取り、建築物倒壊などの大規模事故、加工食品や薬剤など製造物の瑕疵、そしてアスベストなどの有毒物質による人身被害に対する損害賠償を求めたのである⁽¹⁾。1980年代はこのような

(1) 1970年代後半から1980年代に訴えが提起されたものには、大規模事故として1977年のThe Beverly Hills Supper Club Fire（ビバリー・ヒルズ・サパークラブ火災、*See, Peggy Lane, 159 Bodies Recovered in Club Fire*, WASH. POST, May 30, 1977 at A1.）、1980年のThe MGM-Grand Hotel Fire（MGMホテル火災、*See, Pamela G. Hollie, Hundreds Are Injured as Blaze Traps 3,500 on the Upper Floors*, N.Y. TIMES, Nov. 22, 1980, at A.）、1981年のThe Hyatt Skywalk Collapse（ハイアット高架連絡通路崩壊、*See, Lawsuits in Hyatt Tragedy Total at Least Eight*, UPI, July 23, 1981, available in LEXIS/Nexis Library, UPI File.）、1986年のThe DuPont Plaza Hotel Fire（デュポンプラザホテル火災；*Marcia Coyle, A \$105 Million DuPont Solution*, NAT'L L.J., May 22, 1989, at 3.）がある。製造物瑕疵による大規模不法行為は既に1962年に高脂血症治療薬であるMER-29による白内障および皮膚ならびに頭皮異常が報告されており（*See, Morton Mintz, Jail Terms Sought for Business Health, Environment Violators; Prison Terms Sought for Health and Environment Violators*, WASH. POST, Nov. 25, 1979, at A1.）、その後訴えが提起されている。1977年には1956年から1983年にかけて販売された吐気と嘔吐治療薬であるBendectinを服用した妊婦から出生した新生児に四肢異常があったことから、初めて製薬会社に損害賠償請求がなされている（*See, Mekdeci v. Merkle Nat'l Labs.*, 711 F.2d 1510 (11th Cir. 1983).）。1980年には多くの製薬会社で製造されていたジエチルスチルベストロール（diethylstilbestrol: DES）による子宮ガン発症の損害賠償がカリフォルニア州最高裁判所で認められている（*See, Sindell v. Abbott Laboratories*, 607 P.2d 924 (1980).）。また、1974年には避妊具のダールコン・シールドによる損害賠償訴訟が提起され、陪審による賠償認容の評決が出されている（*Deemer v. A.H. Robins Co*, No. C-26420 (D. Sedgwick County, Kan., filed

訴えが多く提起された。しかしその訴えの妥当性については、大別すると2つの根拠で批判がなされてきた。まず、訴訟制度上のものである。当事者と提起される数の多いこのような訴えに対しては、現行の民事訴訟では対応不能に陥るという点である⁽²⁾。次に、金銭上のものである。複雑な事実関係のため証拠調べに長い時間を要し、被告の裁判費用の負担が膨大になるとともに、損害賠償が多額化するのである⁽³⁾。

大規模不法行為紛争では、個々の権利義務に関するものとは異なり、事実および権利関係が複雑に錯綜し、大規模化した多数の訴えが提起される。そこで、訴えを併合して審理する手法が採られる。多数の請求と当事者を併合して、代表が訴えを提起するクラス・アクションによる方法である。クラス・アクションを前提として1980年代に多くの大規模不法行為の訴えが提起されたと想定できる。しかし、多数の人身損害賠償を求める訴えがこの年代に集中して提起されたという事実は、クラス・アクションの存在だけで説明できない。多数の訴え提起を容易にさせた、社会的かつ実体法的な要因が想定されるのである。そこで、本稿ではこの仮説を立証するために、1980年代のアメリカにおいて大規模不法行為が多く提起さ

Oct. 1974.)。1985年までに避妊具Copper 7が骨盤内炎症疾患を発症させたとして742件の訴えが提起され (William B. Glaberson, *Did Searle Close Its Eyes to a Health Hazard?*, BUS. WK., Oct. 14, 1985, at 120.)、1982年から1991年までにシリコンジェル製の豊胸剤による6件の損害賠償請求がなされ (Alison Frankel, *From Pioneers to Profits*, AM. LAW., June 1992, at 84.)、1985年にはサルモネラ菌に汚染した牛乳により18万人もの被害者を発生させた事件が起こっている (William Mullen, *In U.S., Court Is Now First Resort*, CHI. TRIB., July 21, 1991, at 1.)。環境汚染による人身損害事件は、1978年に枯葉剤による人身損害の賠償請求訴訟が提起され (*See, In re Agent Orange*, 603 F. Supp. 239 (E.D.N.Y. 1985).)、アスベストについては1973年に当該物質を含む製造物の製造者に厳格責任を課す判決 (*Borel v. Fibreboard Paper Products Corp.*, 493 F.2d 1076 (5th Cir. 1973).)がなされて以降、1980年代には損害賠償を求める多数の訴えが提起されるに至っている。

- (2) *See, e.g.*, David Rosenberg, *The Casual Connection in Mass Exposure Cases: A "Public Law" Vision of the Tort Law System*, 97 HARV. L. REV. 849, 852 (1984).
- (3) *See, e.g.*, Linda S. Mullenix, *Class Resolution of the Mass-Tort Case: A Proposed Civil Procedure Act*, 64 TEX. L. REV. 1039, 1076 (1986).

れるに至った要因を分析する。まず、当該不法行為を特徴づける要素を類別化して抽出する。その上で、大規模化した人身損害賠償請求を可能にした社会的および法制度的要因を明らかにし、大規模不法行為が出現した背景を考察する。

一 大規模不法行為とは

大規模不法行為は概して三つに分類されてきた。第1が単一の事故であり、第2が製造物の瑕疵による損害、そして第3が有毒物質による環境および人身および財産への影響である。

(1) 単一の大規模事故

まず第1の分類は、大火災や高層建築物の倒壊により多数の被害者を発生させる大規模な事故である。本分類に属する事故は、古くから発生していたものである。既に19世紀には、ダム崩壊による水害で多くの訴えが提起されていた⁽⁴⁾。しかし、当時は大規模事故の発生は多くなかった。20世紀後半になり頻発する傾向となっている。その例が、1977年にケンタッキー州で発生したビバリーヒルズ・サパークラブの火災である。本件では、犠牲者の遺族や生存者が1,100にのぼる企業と個人の被告に対して27億ドルの損害賠償を求めた⁽⁵⁾。当該分類に該当する大規模不法行為では、従前の不法行為法理に基づいて判断が行われることになる。ただし因果関係については、請求が同一の事実関係を根拠にしているため争点となることはない。大規模事故の被害者がそれぞれに異なった多くの州に居住すれば、彼らは各々の居住州に所在する連邦および州裁判所で訴えを提起することになる。この場合、複数の訴えが多く裁判所で係属し、重複する審

(4) See, A. W. B. Simpson, "Legal Liability for Bursting Reservoirs: The Historical Context of *Rynolds v. Fletcher*", 13 J. LEG. STUD. 209, 211 (1984).

(5) 本件事故は被害者数の点から、当時のアメリカで史上2番目の最悪事故と評されている。Deborah R. Hensler & Mark A. Peterson, *Understanding Mass Personal Injury Litigation: A Socio-Legal Analysis*, 59 BROOK. L. REV. 961, 970 (1993).

理が行われることになる。

そこで、手続的には2つの方法が採られる。第1に、1968年の改正裁判所法に定められた広域係属訴訟手続が用いられる⁽⁶⁾。これは、7名の巡回区控訴裁判所と連邦地方裁判所の裁判官で構成される広域係属訴訟法廷(Judicial Panel on Multidistrict Litigation)が、複数の地区の連邦地方裁判所に係属した訴えを、特定の連邦地方裁判所に移送し併合する手続である。当該裁判所は受移送裁判所となり、正式の事実審理前に行われるプレ・トライアルの併合審理を行うことになる⁽⁷⁾。第2に、クラス・アクションの提起である。1966年の連邦民事訴訟規則改正の際に、改正諮問委員会は大規模事故にクラス・アクションが妥当しない旨の見解を示していた⁽⁸⁾。しかし、1980年代以降には当該案件において多用されるに至った経緯がある⁽⁹⁾。

(6) 28 U.S.C. § 1407.

(7) 本手続の開始要件は、第1に複数の訴えに共通の事実上の争点があり、第2に移送が当事者と証人の利便性に資するものであり、そして第3に移送により訴えの公平かつ効率的な運営を促進することであるとされている。See, e.g., *In re Swine Flu Immunization Prods. Liab. Litig.*, 446 F.Supp. 244, 246-47 (J.P.M.L. 1978). なお、広域係属訴訟手続の詳細については、樺博行「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での広域係属訴訟手続—クラス・アクションから広域係属訴訟手続への移行—」法政論叢第51巻2号177頁(2015)を参照。

(8) Advisory Committee Note, *Proposed Amendments to Rules of Civil Procedure for the United States District Courts*, 39 F.R.D. 73, 103 (1966). 大規模事故事件にクラス・アクションが不適切となる理由として、改正諮問委員会は次のように述べている。「個々の当事者に種々異なる影響を与える損害賠償のみならず責任や抗弁の視点など重大な問題が現存しているため、多数の者に損害を与える大規模事故(mass accident)ではクラス・アクションを使うことは一般的に不適切となる。この状況では、名目上クラス・アクションであっても、実際には個々に提起された多数の訴えになっているのである。」

(9) 大規模事故の訴えでクラス・アクションを使うことは1970年代から主張されてきた。Comment, *The Use of Class Actions for Mass Tort Accident Litigation*, 23 LOY. L. REV. 383 (1977). クラス・アクションが大規模事故で明らかに適用がなされるようになってきたのは、他の類型の大規模不法行為事件であるベトナム戦争時の枯葉剤・切迫流産防止剤であるジエチルスチルベストロール(diethylstilbestrol: DES)・子宮内避妊器具であるダルコン・シールド(Dalkon Shield)事件の発生にあったのではないかと推定される。これにつき、樺博行「大規模不法行為クラス・アクション—その成立要件の検討—」白鷗法学第22巻1号87頁(2015)を参照。

実体法的には、不法行為準拠法選択の問題がある。異なる州で同一の請求の原因をもつ複数の訴えが提起されると、適用される実体法が裁判所の所在する州法となる。実体法の相違により、訴訟の結果が被害者間で異なることになる。したがって、不法行為発生地が準拠法となる不法行為発生地主義（*lex loci delicti*）⁽¹⁰⁾ が採られなければ、この問題を回避することができないことになる。

（２）製造物瑕疵による損害

本類型に該当する事件として、豊胸剤瑕疵による損害賠償の訴えがある。豊胸剤が胸内部の組織への深刻な炎症を引き起こし、乳がんやリウマチ性疾患などを発症させたと主張し、同剤を使用して豊胸手術を受けた者が製造者のダウ・コーニング（Dow Corning）を相手取り、多くのクラス・アクションと個別の損害賠償請求訴訟を提起したものである。1982年から1991年にかけて6件の訴えが提起され、そのうち5件が原告勝訴に終わっている⁽¹¹⁾。

製造物責任事件では、製造物の供給者すなわち製造者と販売者を相手取って、とりわけ厳格責任（*strict liability*）にもとづいて訴えが提起される。過失責任を根拠とすれば、被告の義務の存在および当該義務違反の立証が必要である。しかし、無過失責任である厳格責任にもとづけば、これ

(10) 不法行為発生地主義は、大陸法体系において有力な準拠法選択ルールと考えられている。See, Luther L. McDougal III, “*Private International Law: Ius Gentium Versus Choice of Law Rules or Approaches*,” 38 AM. J. COMP. L. 521, 523 (1990). 英米法体系においても原則として当該主義を採用する。しかし多くの州では異なるルールが適用されている。See, Luther L. McDougal III, *The Real Legacy of Babcock v. Jackson: Lex Fori Instead of Lex Loci Delicti and Now It’s Time for A Real Choice-of-Law Revolution*, 56 ALB. L. REV. 795, 796 n.11 (1993).

(11) 豊胸剤による損害賠償請求事件は長期にわたるものであり、最終的には製造者であるダウ・コーニングが連邦倒産法チャプター11の再建手続を申立てている。本件についてアメリカでは多くの論説で取り上げられている。邦文によるものは、樫博行「大規模不法行為の倒産手続による解決」白鷗大学法科大学院紀要第9号39頁(2015)がある。

らは不要である。原告は因果関係の立証だけで足りることになる。したがって、この類型では大規模事故とは異なり因果関係が重要な争点となる。しかし、因果関係の立証を困難にさせる要因が存在する。製造物瑕疵が長期間発見されず、後年にそれを原因とする損害が発生すれば、因果関係の立証が困難となるからである。さらに、鎮痛薬など大量に流通する製造物の瑕疵で損害が発生すれば、より深刻な状況に直面する。全米のみならず世界的に損害の因果関係の不明な被害が発生することも想定されるからである⁽¹²⁾。

すなわち、本類型の大規模不法行為には、製造物の性質に拠る損害の潜伏性という特徴がある。製造物を摂取した直後ではなく、長期間経過後の損害発生が想定されるのである。例えば、合成女性ホルモン剤であるジェチルスチルベストロール(diethylstilbestrol: DES)の事件⁽¹³⁾が挙げられる。DESは流産防止剤として処方されてきたが、これを投与された患者が50歳を超えた頃に子宮がんを発症し、この損害賠償を請求する訴えが提起されたのである。

(3) 有毒物質による環境および人身および財産への影響

これに該当するのが、有毒物質による大気・水質などを汚染し環境破壊を行う有毒物質不法行為 (toxic torts) である。ダイオキシンやアスベスト被害などがその例であり、製造物などに混入した有毒物質による人身と財産への環境破壊が出現したのである。有毒物質とは、1976年の有毒物

(12) 被害が拡大した例として、鎮痛薬であるVioxx事件がある。Vioxxは世界的に流通した市販薬品である。本件はクラス・アクション外の訴訟上の和解で終結したものである。このように生活必需品や市販薬品では被害規模が広範囲にわたることが想定されるのである。なお、Vioxx事件については、Amanda J. Dohrman, *Rethinking and Restructuring the FDA Drug Approval Process in Light of the Vioxx Recall*, 31 J. CORP. L. 203 (2005) ; Frank M. McClellan, *The Vioxx Litigation: A Critical Look at Trial Tactics, the Tort System, and the Roles of Lawyers in Mass Tort Litigation*, 57 DEPAUL L. REV. 509, 514 (2008). を参照。

(13) Paul D. Rheingold, *LITIGATING MASS TORT CASES* § 4:35 (updated 2012).

質規制法（The Toxic Substances Control Act）によれば、製造・加工・販売・使用および破棄の際に人の健康および環境に不合理なほどの被害を与える物質と定義されている⁽¹⁴⁾。有毒物質不法行為は、使用される物質の有毒性が認識されていなかった場合に多く発生する。例えば、アスベストは現在では有毒であると認識されている物質であるが、人類史上長期にわたり保温および耐火材として使用されてきた。また、ベトナム戦争の際に使用された枯葉剤の有毒性は、社会的に認知されていなかった⁽¹⁵⁾。後年になって、これらの物質の有毒性がマスコミ報道で周知されるようになってきたのである。そこで、有毒性の社会的認知がなく、かつ生活必需品となる物質であればその被害は広範囲にわたることになる。

一部の有毒物質は、長期の潜伏期間を経て被害を発生させる潜伏性という性質をもつ。過去に何らかの経緯で有毒物質を摂取し、その後それを原因とする疾病が発症すれば、因果関係の立証が困難になるのである。疾病原因と疾病発症という結果の間に長い時間的経過があるために、当該物質の摂取経路が辿れないからである。アスベストの例をとれば、アスベストを使用した会社など吸入場所とその吸入経路が特定されたとしても、有毒物質の潜伏性のため中皮腫他アスベスト原因の疾病が発症するのは将来である。疾病発症の原因を発生させた会社を相手取って損害賠償を請求したとしても、被告がその時点まで存続しているかどうかは不明である。

有毒物質不法行為は、製造物に有毒物質が混入して発生するため、製造物瑕疵と重複する性質をもつ。有毒物質による損害賠償請求の訴えのうち多くは、製造物瑕疵事件と同様に厳格責任にもとづいて提起される。しかし、製造物責任を発生させるのは製造物の瑕疵である。有毒物質不法行

(14) 15 U.S.C. § 2604 (f)(3)(B).

(15) これが認知されるようになったのは、枯葉剤による損害賠償が提起された1978年以降であり、とりわけ1980年代になり新聞やテレビなどのメディアを通じて有毒性が流布されたためである。See, Deborah R. Hensler & Mark A. Peterson, *supra* note 5, at 1022.

為は有毒性による損害であり、損害発生の原因において相違がある。また、本類型の不法行為訴訟では、ニューサンス (nuisance) など公害訴訟の根拠となった請求の原因により訴えが提起されているとともに、必ずしも損害賠償が請求されていない⁽¹⁶⁾。有毒物質の排出禁止やその除去など一定の行為を求める差止命令 (injunction) が請求されることがある⁽¹⁷⁾。

個人に対する不法行為が大規模化するには、同一の被害が多数の者に及ぶとともに、それらの者が集団化する必要がある。単一の事故により発生する大規模事故では、個々の被害者は事故被害を認識しその情報を共有することができる。しかし、製造物瑕疵や有毒物質による大規模不法行為の場合には、個々の被害者は損害の原因を認識できないことがある。とりわけ被害者により被害程度が異なる場合に、これが発生する。常備薬を服用して軽い眩暈を発症し、その後服用を中止すればその原因を認識することはできない。一方で同じ常備薬を長期間服用してガンなど重大疾病を発症した場合には、明確な発症原因が認識できる。明確かつ重大な損害を被れば、被害者は個別に訴えの提起に踏み切るであろう。大規模化するためにはこのような損害を被った多数の被害者が発生し、そして損害を被害者間で相互に認識する必要がある。この相互認識こそ大規模不法行為が形成される前提となるのである。

(16) 有毒物質不法行為解決のためには、損害賠償を請求する民事訴訟と労災補償、および環境への有毒物質の行政による規制という二つの方法が考えられる。大規模不法行為事件として損害賠償や差止命令を請求するのであれば、民事訴訟によることになる。また、民事訴訟においては、多くの場合には損害賠償が請求される。この請求の原因となるものが、製造物瑕疵損害への製造物責任と、コモン・ロー上の土地に関連する請求であるニューサンスやトレスパス (土地不法侵入: trespass) となる。See, e.g., Jean Macchiaroli Eggen, TOXIC TORTS IN A NUTSHELL 5th ed. 1 (2015). 一方で、行政 (連邦政府) による規制にはThe Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act (42 U.S.C.A. §§ 9601-9675.) が適用される。本法では私人による損害賠償請求権が認められていない。私人に認められるのは、有毒物質の除去費用の償還である (*Id.* at § 107 (a)(4)(B).)。

(17) 汚染物質の除去などを目的とする差止命令以外に、例えば有毒物質吸入により疾病発症を危惧した者により、医療検査を命じる差止命令を求められる場合がある。See, e.g., Werlein v. U.S., 746 F. Supp. 887 (D. Minn. 1990).

二 大規模不法行為の特徴

全米弁護士会（American Bar Association）は、単一の事故や同一の製品もしくは有害物質の使用や接触によって発生する、人身または財産損害額が\$50,000を超える請求のうち、少なくとも100以上の訴えが提起される原因となるものを大規模不法行為（mass torts）と述べている⁽¹⁸⁾。この当事者と提起される訴えの数で定義される大規模不法行為を詳細にみると、通常的人身損害の不法行為との相違は3点に集約される。第1は、訴訟において多数の当事者と請求が併合されることであり、第2は、訴訟において争点が共通であるとともに当事者が同一ということであり、そして第3は請求が相互依存の関係にあることである。

第1の点の当事者および請求の多数性は、大規模不法行為の主たる構成要素である。アスベスト被害の例をあげれば、何十万もの訴えが提起されているからである⁽¹⁹⁾。しかし、大規模不法行為と通常の不法行為との相違は当事者数そのものではない。例えば2013年には、全米における交通死亡事故は32,719件、交通傷害事故は2,313,000件であった⁽²⁰⁾。これらすべての交通事故において当事者が同一ではないため、発生件数が多くても交通事故は大規模不法行為事件には該当しない。大規模不法行為事件は、単一の事故および同一または類似した状況の下で起こる、被害者に共通する人身および財産損害である。そこで、第2の争点の共通性と、当事者の同一性という相違点が現れることになる。この特徴から、特定かつ少数の原告代理を専門とする弁護士事務所が、何万人もの原告を代理する。訴えは少数の被告になされ、被告も少数の弁護士事務所委任することになる⁽²¹⁾。

(18) Thomas E. Willging, APPENDIX C ; MASS TORTS PROBLEMS & PROPOSALS; A REPORT TO THE MASS TORTS WORKING GROUP (FEDERAL JUDICIAL CENTER) 8-9 (1999).

(19) 1993年までに約350,000ものアスベスト損害賠償訴訟が提起されたと指摘されている。See, Comment, *The Asbestos Case*, 10 PACE ENVTL. L. REV. 955 (1993).

(20) NHTSA's National Center for Statistics and Analysis Table 2. available at <http://www.nrd.nhtsa.dot.gov/Pubs/812101.pdf> (最終確認2016年1月31日)

(21) Deborah R. Hensler & Mark A. Peterson, *supra* note 5, at 966.

争点の共通性は、第3の請求の相互依存関係という相違点を導く。個別の訴えまたはクラス・アクションを問わず、請求される損害賠償額は、他の共通の争点をもつ訴えで請求された額を参考にして決定されるからである⁽²²⁾。複数の訴えでの請求が相互に類似するため、請求額はそれらの間で相互依存の関係にあることになる。ある訴えにおける賠償額の評決は、他の係属する訴訟での賠償額決定に影響を与える。悪阻治療薬のベンデクティン(Bendectin)による先天異常の損害賠償事件はこの例であり、後続する訴訟に影響を与えている⁽²³⁾。

以上の大規模不法行為と通常的不法行為との相違に加え、各々の類型には特有の性質がある。とりわけ製造物瑕疵および有毒物質による汚染にかかる大規模不法行為には、損害発生の潜伏性がある⁽²⁴⁾。例えばアスベストを吸入し、数年経過して中皮腫などの疾病が発症することである。損害賠償請求が認容されるには損害が必要である。疾病未発症の段階では損害賠償請求はできない。未発生の損害を細胞内における損害と位置づけて賠償請求した事例がみられるが、最近の連邦控訴裁判所はこの主張を認めていないからである⁽²⁵⁾。そこで、将来に損害発生が起り得る場合に、いかな

(22) *Id.* at 968.

(23) *In re Richardson-Merrell, "Bendectin" Prods. Liab. Litig.*, 624 F.Supp. 1212 (S.D. Oh. 1985).

(24) Linda S. Mullenix, *Unfinished Symphony: The Complex Litigation Project Rests*, 54 LA. L. REV. 977, 990 (1994).

(25) *In re Rezulin Products*, 361 F.Supp.2d 268, 275 (S.D.N.Y. 2005). では、細胞内に潜伏する疾病を損害ではなく、将来に疾病の発症を憶測されるに過ぎないとして、当該疾病への精神的損害の賠償を否定した。被告の過失によりベリリウムを吸引した原告が、現在の身体への損害と、将来の慢性的なベリリウム症やガン発症への恐怖からくる精神的損害の賠償を求めた事件がある。ジョージア州北部地区連邦地方裁判所は、*Parker v. Brush Wellman, Inc.*, 377 F.Supp.2d 1290, 1300 (N.D.Ga. 2005).で、精神的損害賠償には生理学上の損害の兆候を必要とし、細胞内の損害はそれには該当しないと判断した。また、連邦第6巡回区控訴裁判所は、*Rainer v. Union Carbide Corp.* 402 F.3d 608, 618 (6th Cir. 2005).で、ウラン濃縮施設の従事者が被った細胞への損害は身体的損害に該当しないと判定し、細胞内損害による精神的損害の賠償を否定した。

る方法で不法行為債権を担保するかの問題が存在する⁽²⁶⁾。

以上の大規模不法行為の特徴から、被害者間での被害情報の共有による集団化と、訴え提起のために必要な制度的前提が推定される。第1は、大規模化した事件を処理するための訴訟手続である。大規模化した被害の損害賠償請求のための訴訟形式であり、クラス・アクションがこれに該当する。被害者による個別の訴え提起ではなく、クラス・アクションで集団として一括した訴えが提起されるのである。第2に、実体法上で企業責任（enterprise liability）の認定がなされることである。大規模不法行為では加害者側はほぼ企業であり、集団化した原告が企業を相手取って訴えを提起している。そこで、当該訴訟が増加する背景には、企業への責任追及が容易となる実体法上の変容が強く推定される。とりわけ製造物責任による訴訟提起の増加の背景には、このことが想定されるはずである。そこで、次章以下では、被害者の集団化を促す被害情報の共有、そして訴訟手続および実体法上の変容に焦点を当てて考察する。

三 大規模不法行為の社会的認識と被害情報の共有化

大規模不法行為の発生それ自身が、必ずしも多数の訴え提起に帰結することはない。不法行為被害者は訴えの提起にあたり、まず事故または製造物など被害の原因をある程度認識し、訴えの相手方としての加害者または製造物の製造者などを特定する必要がある。その後、訴訟を委任する弁護士を選択を行うことになる。これらの過程を経て、不法行為被害は損害賠償請求訴訟を導く。1991年のランド研究所の報告によれば、大規模不法行為の被害者のうち、約10分の1が損害賠償請求を意識する。しかし、実際にはその3分の1、被害者全体の約3%のみが訴訟の提起に踏み切っ

(26) 最近では、この将来損害請求者の請求権を担保するために連邦倒産法チャプター11にもとづく再建手続により、信託を設定する動きがみられる。この点については、樫博行・前掲注(11)を参照。

ている⁽²⁷⁾。このように提訴率が低いことから、個々の被害者が事故原因を自然現象と自己責任に求めていると、同報告は結論づけている⁽²⁸⁾。この状況にもかかわらず、大規模不法行為が訴訟を媒介とする損害賠償請求に至った背景には、何らかの要因が存在するはずである。集団化し、大規模化した被害者が訴えに踏み切るためには、被害者間で何らかの情報の共有が存在したはずである。

1980年代では先行する年代と比較すると、テレビなどマスメディアの台頭により損害とその原因が報道され、被害者は損害の因果関係を示す情報を手に入れることが可能になった⁽²⁹⁾。実際にマスメディアは、大規模不法行為を被害者に周知させる上での重要な鍵となっていた。例えば、避妊具のダルコン・シールド(Dalkon Shield)訴訟は、マスメディアの報道が契機となり提起されている。1990年に女性誌において、当該製造物が人体に危険をもたらすものであると報道されたからである。1991年にはテレビで、ダルコン・シールド被害についての60分の特別番組が放映された。その後も継続的に当該製品被害が報告された結果、訴訟が提起されたのである⁽³⁰⁾。

マスメディアを通じて損害の因果関係が一般に周知されるにつれて、地域社会または被害者間のネットワークが形成される。ベトナム戦争中に使用された枯葉剤被害による損害賠償請求訴訟、いわゆるエージェント・オレンジ(Agent Orange)訴訟では、ベトナム戦争の帰還兵によりネットワークが形成された結果、訴訟提起に結びついている⁽³¹⁾。なお、原告のうち29%が医師から疾病の因果関係情報を得て訴訟に踏み切ったとする報

(27) Deborah Hensler et al., COMPENSATION FOR ACCIDENTAL INJURY IN THE UNITED STATES 122 (1991).

(28) *Id.* at 163-64.

(29) Deborah R. Hensler & Mark A. Peterson, *supra* note 5, at 1020-21.

(30) *Id.* at 1021.

(31) *Id.* at 1022.

告があり⁽³²⁾、被害者間のネットワークは医師を媒介として形成されたといえよう。

訴訟提起に至る動機の形成には弁護士広告も有効な要因となる。専門性を示した広告により、特定の弁護士事務所が多く依頼人を集めるからである。1977年に弁護士広告の合憲判断が合衆国最高裁判所で出されて以来、これが加速したといえる⁽³³⁾。そしてこれら特定の弁護士事務所の間で情報交換が行われることになる。例えば豊胸剤による損害賠償事件では、150人を超える弁護士が同剤による被害情報を集約する役割を担っている⁽³⁴⁾。

枯葉剤被害の損害賠償訴訟では、医師からの医療情報により被害者のネットワーク作りが促された。その上で、特定の弁護士事務所が弁護士広告により被害者集団を取り込んだわけである。これらの一連の経過を支える要因は1980年代に至るまでに現れており、そのため大規模不法行為が認識されるとともに訴えが提起されたといえよう。

四 クラス・アクションに至る過程—訴訟方式から訴答手続への変容とともに—
不法行為の起源をたどれば、中世イギリスのコモン・ローに遡る。コモン・ロー上の民事責任はトレスパス（侵害；trespass）を根拠とするものであった⁽³⁵⁾。13世紀のイギリスでは、トレスパスの訴えが、個人による他者への身体と財産に対する違法行為を評価し、損害賠償を行う方法であ

(32) Deborah Hensler et al, *supra* note 27, at 168.

(33) Deborah R. Hensler & Mark A. Peterson, *supra* note 5, at 1025. 1977年に合衆国最高裁判所は *Bates v. State Bar of Ariz.*, 433 U.S. 350, 383 (1977). で、弁護士広告を一律に禁止する州法を違憲とし、法的サービスにかかる弁護士広告が許容されると判断した。本判決により弁護士広告が活発化し、その結果、大規模不法行為訴訟の提起を助長したとも推定できる。1984年になるまでにテレビでの弁護士広告費用が、280億ドルに達したとする報告があり、この推定を裏付けるものとなっているのではなかろうか。See, Martha Middleton, *TV Ad Spending Shows Sharp Rise*, NATL. L. J., Mar. 25, 1985, at 3.

(34) Alison Frankel, *supra* note 1, at 90.

(35) John C. P. Goldberg, *Twentieth-Century Tort Theory*, 91 Geo. L. J. 513, 516 (2003).

るととらえられた⁽³⁶⁾。コモン・ローでは訴えの提起は訴訟開始令状(writ)により行われた。13世紀の中頃になり、コモン・ロー裁判所の一つである王座裁判所(King's Bench)は、刑事事件も含めた暴力と武力による侵害行為に対してトレスパス訴訟開始令状を発給した⁽³⁷⁾。その後、当該令状から暴力と武力によるとする文言が外された。15世紀には、違法行為による直接侵害と間接侵害が区分され、直接損害に対してはトレスパスの訴えが、そして間接損害には特殊主張の訴え(trespass on the case)が損害賠償請求のための訴えとして成立した⁽³⁸⁾。これらの訴えは、各々の令状による訴訟方式(forms of action)により訴えが進行した。そして、訴訟方式ごとに管轄裁判所・被告召喚手続・訴答方式・審理方式・判決の種類・執行方法等が厳格に定式化されていたのである⁽³⁹⁾。この定式にしたがって、不法行為法は個人が他人に加えた損害に対する責任を決定することにあると考えられたのである⁽⁴⁰⁾。

アメリカにおいても、令状に定められた訴訟方式にしたがって民事訴訟手続が展開されてきた。しかし、1848年のニューヨーク州民事訴訟規則であるいわゆるフィールド法典(Field Code)が、訴答(plea)手続を定めた⁽⁴¹⁾。訴答とは、請求の原因(cause of action)を構成する事実を民事

(36) George E. Woodbine, *The Origins of the Action of Trespass (part 2)*, 34 YALE L. J. 343, 359-60 (1925). Woodbineはトレスパスが民事上の侵害を起源とするが、一方で多くの論者は、トレスパスが何からの意味で刑事上の要素もあったと主張する。See, e.g., Oliver Wendell Holmes, *THE COMMON LAW* 34 (1881); F. Pollock & F. Maitland, *THE HISTORY OF ENGLISH LAW* 512, 526, 572-73 (2d ed. 1898). なおこの議論については、See, Morris S. Arnold, *Accident, Mistake, and Rules of Liability in the Fourteenth-Century Law of Torts*, 128 U. PA. L. REV. 361, 370-74 (1979).

(37) William M. McGovern, Jr., *The Enforcement of Informal Contracts in the Later Middle Ages*, 59 CAL. L. REV. 1145, 1146 (1971).

(38) Elizabeth Jean Dix, *The Origins of the Action of Trespass on the Case*, 46 YALE L. J. 1142, 1164 (1937).

(39) J.H.ベイカー(深尾裕造訳)・イギリス法史入門(第4版)74-93頁 関西学院大学出版会(2014)。

(40) Holmes, *supra* note 36, at 79.

(41) Stephen N. Subrin, *David Dudley Field and the Field Code: A Historical Analysis of an Earlier Procedural Vision*, 6 LAW & HIST. REV. 311, 316 (1988).

訴訟規則にしたがって陳述するものであり、複雑な訴訟方式とは異なり簡易な手続であった⁽⁴²⁾。1938年には連邦民事訴訟規則が成立し、これ以降連邦地方裁判所では、コモン・ローとエクイティ手続を融合した訴答手続が展開されることになった⁽⁴³⁾。

連邦民事訴訟規則に定めるクラス・アクションは、エクイティ手続の実務に由来する、集団の利益のためにその代表者が自発的に訴えを提起する形式である⁽⁴⁴⁾。19世紀に連邦裁判所でこれが広く認められていた。1820年のWest v. Randall⁽⁴⁵⁾で、ストーリー（Joseph Story）裁判官が集団代表訴訟を認める要件として、当事者の多数または当事者に共通の争点を示したためである。1833年には、エクイティRule 48が連邦裁判所のエクイティ手続の中に盛り込まれ、裁判の進行上不都合となる程の多数の当事者が存在するときには代表の訴えが認められることになった⁽⁴⁶⁾。さらに1853年のSmith v. Swormsted⁽⁴⁷⁾で合衆国最高裁判所は、連邦裁判所が代表者以外の出廷しない集団構成員に対して、判決の拘束力を及ぼすことができる旨を明らかにしたのであった。

1912年のエクイティRule 38は、全ての構成員を出廷させることが実行不可能なほど多数で構成される集団に共通な争点が存在すれば、その代表による訴えを認めた⁽⁴⁸⁾。本規定はエクイティRule48を改正したものであり、集団構成員に共通の争点の要件を含んだのである。これは、1849年のニューヨーク州議会によりフィールド法典が制定された際に盛り込まれ

(42) *Id.* at 329.

(43) *Id.* at 337.

(44) クラス・アクションは中世イギリスの荘園での訴訟において発展した経緯がある。その後、イギリスからアメリカへ継受された。なお、クラス・アクションの成立過程など当該制度の歴史については、樫博行「クラスアクション—その成立の背景—」京都文教大学人間学部研究報告 11集53頁（2009）を参照。

(45) 29 F. Cas. 718, 722 (C.C.D.R.I. 1820).

(46) FED. R. EQ. 48 (1842). Deborah R. Hensler et al., CLASS ACTION DILEMMAS: PURSUING PUBLIC GOALS FOR PRIVATE GAIN 10-11 (2000).

(47) 57 U.S. (16 How.) 288 (1853).

(48) FED. R. EQ. 38 (1912).

たものと類似しており、19世紀のニューヨーク州民事訴訟規則改正の傾向を継受したものであった⁽⁴⁹⁾。そして、エクイティRule 48は、1938年の連邦民事訴訟規則の中に規定され、同規則の中に19世紀以来の集団代表訴訟の法理が組込まれたのである⁽⁵⁰⁾。

その後、1966年に同規則の大幅な改正が行われ、現行のクラス・アクション制度が形成された。訴訟費用よりも少額な請求を併合することで訴え提起を促進するとともに⁽⁵¹⁾、裁判所が多数の訴えを審理することに費やす時間や経費を削減する、いわゆる司法経済の効率性を併せた目的をもつものとされたのである⁽⁵²⁾。

五 不法行為理論の変遷—企業責任の追及へ—

19世紀中頃のアメリカでは、過失責任の萌芽がみられるようになった。1850年にマサチューセッツ州最高裁判所はBrown v. Kendall⁽⁵³⁾で、過失責任主義が裁判所において確立された旨を述べ、さらに挙証責任が原告にあることを示したのであった。原告である被害者側に、被告である加害者の過失をまず立証させることは被害者の負担である。その結果、被告の損害賠償責任が免責される可能性が高まる。多くの学説は、過失責任主義がアメリカでの産業革命に起因することを指摘する。フリードマン(Lawrence Friedman)によれば、「現代の不法行為法は、まさに人体を攻撃する絶大な能力をもつ機械を生み出す産業革命によるものに相違なかった」⁽⁵⁴⁾、と

(49) 「争点が多くの人に共通または一般的な利益にかかわるものであり、または当事者が多数ですべての者が出廷することが実行不可能な場合には、一人もしくは複数人がすべての者のために訴えの提起または防御することができる。」と規定されていた(1849 N.Y. Laws ch. 438 § 119.)。

(50) FED. R. CIV. P. 23 advisory committee's note 1937 (2006) (clause (1), Joint, Common, or Secondary Right).

(51) Shulman v. Ritzberg, 47 F.R.D. 202, 206 (D.D.C. 1969).

(52) Advisory Committee Note, 39 F.R.D. at 102.

(53) 60 Mass. (6 Cush.) 292 (1850).

(54) Lawrence M. Friedman, A HISTORY OF AMERICAN LAW 467 (2d ed. 1985).

述べるのである。裁判所が不法行為法において過失責任を採った理由には、投資家と企業家に共通する不法行為責任回避の要望があったわけである⁽⁵⁵⁾。この背景から、過失責任は19世紀での不法行為法上の中心となる責任概念として確立された⁽⁵⁶⁾。ホームズ（Oliver Wendell Holmes）が1881年に著したコモン・ロー（The Common Law）の中で、過失があれば不法行為損害賠償が個人に与えられると述べていたことから、この状況が理解できるのである⁽⁵⁷⁾。

ホームズが示した不法行為法の対象は個人間の損害である。過失相殺が個人間においてなされると説明されていることから理解できる⁽⁵⁸⁾。したがって、19世紀のアメリカ不法行為法理論は個人を前提として成立したことになる⁽⁵⁹⁾。現在においても不法行為損害賠償請求訴訟は、特定の被害者が特定の被告から救済を求める個別的な裁判を典型とする⁽⁶⁰⁾。個人の法益保護を基本的な価値としてアメリカ不法行為法が存在し⁽⁶¹⁾、対審構造をもつ民事訴訟が展開されているのである。

しかし、特定の製造物が大量生産されることになった結果、企業である加害者が複数の被害者に損害を与える状況が発生した。不法行為法は個人の加害者と被害者を前提とした私人間に適用される私法であるとはいえ、その実質は企業が複数被害者への集合的な損害に対応するものに変容せざ

(55) Charles O. Gregory, *Trespass to Negligence to Absolute Liability*, 37 VA. L. REV. 359, 368 (1951).

(56) とりわけニューハンプシャー州とカリフォルニア州においては過失責任が不法行為法上最も重要な責任概念になってきた。See, Gary T. Schwartz, *Tort Law and the Economy in Nineteenth Century America: A Reinterpretation*, 90 YALE L. J. 1717, 1757 (1981).

(57) Holmes, *supra* note 36, at 94-95.

(58) *Id.* at 96.

(59) Francis Bohlen, *Voluntary Assumption of Risk*, 20 HARV. L. REV. 14, 14-15 (1906).

(60) Jules L. Coleman, *THE PRACTICE OF PRINCIPLE: IN DEFENSE OF A PRAGMATIST APPROACH TO LEGAL THEORY* 16 (2001).

(61) Samuel Issacharoff & John Fabian Witt, *The Inevitability of Aggregate Settlement: An Institutional Account of American Tort Law*, 57 VAND. L. REV. 1571, 1578 (2004).

るを得ないことになった⁽⁶²⁾。これへの20世紀初頭における対応が、使用者側の過失の有無にかかわらず業務中に発生した被用者の損害を補償する制度である労災補償 (worker's compensation) の制定である。労働災害を企業経営上の経費 (cost) ととらえることや⁽⁶³⁾、使用者である企業が労働者に対する補償を製品価格に上乗せできるとして⁽⁶⁴⁾、使用者に補償を負担させることになったのである。コモン・ローでは、労働者が企業を相手取って不法行為による損害賠償の訴えを提起したとしても、被告により原告の寄与過失 (contributory negligence) や危険の引受け (assumption of risk) が抗弁されることになる。抗弁が認められると、損害賠償を得ることができない⁽⁶⁵⁾。その結果、不法行為の訴えから分離された労災補償が制定されたのである。しかし、労働補償により企業責任追及の法制度上の整備がなされたにもかかわらず、不法行為責任の中心となったものは企業責任回避を目的とする過失責任であった。そしてその状況は以降1950年代まで継続したのである⁽⁶⁶⁾。

六 製造物責任理論の変遷

1. 自己責任から過失責任へ

19世紀に至るまで、製造物瑕疵から発生した損害は自己責任 (caveat

(62) *Id.* at 1579. この点につき、大規模不法行為による被害の大規模性のため、外観上は私法である不法行為法を、当事者の集合体に対応させるべきであると唱える主張があった。See, David Rosenberg, *The Causal Connection in Mass Exposure Cases: A 'Public Law' Vision of the Tort System*, 97 HARV. L. REV. 849, 855 (1984).

(63) Jeremiah Smith, *Sequel to Worker's Compensation Acts*, 27 HARV. L. REV. 235, 344 (1914).

(64) Ezra Ripley Thayer, *Liability Without Fault*, 29 HARV. L. REV. 801, 802-03 (1916).

(65) 寄与過失とは、自己の損害に寄与した被害者の過失を指し、加害者の過失と比べて些細なものであっても加害者の損害賠償責任を阻却するものと考えられていた。危険の引受けとは、被害者が被害の危険性を認識して任意に引受けた場合には被害による損害賠償を求められないという抗弁である。樺博行・アメリカ民事法入門 179, 181頁 勁草書房 (2013)。

(66) George L. Priest, *The Invention of Enterprise Liability: A Critical History of the Intellectual Foundation of Modern Tort Law*, 14 J. LEGAL STUD. 461, 470 (1985).

emptor) とされてきた。製造物を売主から購入する際に買主が検査する機会をもてるのが、その理由であった⁽⁶⁷⁾。しかし、大量な製造物を生産することが可能となった産業革命以降は、買主が製造者である売主と直接取引することはなくなった。効率的な売買のために、製造者と買主との間に卸商が介在することになったからである。この状況変化にもかかわらず製造者は、買主による製造物の検査不履行を製造物瑕疵による事故の抗弁事由とした。1871年に合衆国最高裁判所は、*Barnard v. Kellogg*⁽⁶⁸⁾ でこれを認める判断を示した。明示された品質保証がない動産取引において、買主が当該動産を検査する機会をもてるのであれば、動産の瑕疵による事故は買主の自己責任であると述べたのである。そして、当該自己責任はアメリカでは既に確立した法理であると付言したのである⁽⁶⁹⁾。

しかしこの自己責任の法理は、製造者による詐欺⁽⁷⁰⁾に加えて契約当事者間の直接取引においては適用除外されるに至った。契約当事者関係 (privity of contract) を前提に、売主は製造物瑕疵による損害への賠償責任を負ったからである。これを認めたのが、1842年にイギリスで出された *Winterbottom v. Wright*⁽⁷¹⁾ である。郵便配達夫である Winterbottom は、乗車していた馬車の崩壊で怪我を負い、馬車を製造した Wright を相手取って損害賠償を請求した。原告は、郵政長官 (Postmaster-General) との間で郵便配達業務を請負った Atkinson に雇用されていた。被告は、郵政長官との間で馬車の製造と点検修理の請負契約を結んでいた。本判決は、原告と被告が契約関係にないために被告は原告に負うべき契約上の義務がないとして、原告の訴えを退けたのであった⁽⁷²⁾。

(67) Bruce L. Ottley et al., UNDERSTANDING PRODUCTS LIABILITY LAW 2d ed. 2 (2013).

(68) 77 U.S. (10 Wall.) 383 (1871).

(69) *Id.* at 388-89. なお、自己責任の法理は19世紀末になるとレッセ・フェールの思想に繋がったとする指摘がある。John W. Metzger, *The Social Resolution in Products Liability*, 49 ILL. B. J. 710 (1961).

(70) *Langridge v. Levy*, 150 Eng. Rep. 863 (Ex. 1837).

(71) 152 Eng. Rep. 402 (Ex. 1842).

(72) *Id.* at 405.

しかしニューヨーク州など一部の州裁判所は、19世紀初頭から契約当事者関係とは別の自己責任の法理への契約法上の例外を模索していた。これが製造物瑕疵への黙示の品質保証(implied warranty)であり、品質保証が契約上明記されていなくても、売主へ損害賠償責任を課すものであった。1815年にニューヨーク州裁判所は、食品製造につきその消費目的に合致する黙示の品質保証(implied warranty of fitness)が存在することを認める判断を示したのである⁽⁷³⁾。

一方で、契約当事者関係の法理は修正が加えられ、適用除外される領域が拡大した。まず本来危険な性質をもつ製造物に対してこれが認められたのは、1852年のニューヨーク州裁判所判決であるThomas v. Winchester⁽⁷⁴⁾においてである。本件は、製造者が毒性物質の入った薬瓶に薬剤ラベルを不用意に貼って薬局に販売し、それを購入した原告の妻が服用して損害を発生させた事件であった。本判決は、製造者に直接の購入者だけではなく予見可能な第三者にも、製造者の注意義務が及ぶことを明らかにした⁽⁷⁵⁾。その後20世紀初頭には、本来危険な性質をもつ製造物の概念は薬剤からコーヒー沸かし器までにも拡大した⁽⁷⁶⁾。また、製造物の危険性につき故意に危険性を隠蔽した場合には、契約当事者関係の法理が適用除外されるに至ったのである⁽⁷⁷⁾。

市場の拡大と科学技術の進歩により、20世紀に入ると製造物責任に対して抜本的な法的対応の変化がみられるようになる。過失による不法行為理論が、契約法を前提とする19世紀の製造物責任理論に代替したのである。1916年にニューヨーク州最高裁判所(Court of Appeals)は、MacPherson v. Buick Motor Co.⁽⁷⁸⁾で製造物責任事件での契約当事者関係の適用を否定

(73) Van Bracklin v. Fonda, 7 Am. Dec. 339 (N.Y.Sup.Ct. 1815).

(74) Thomas v. Winchester, 6 N.Y. 397 (1852).

(75) *Id.* at 409-10.

(76) Staler v. George A. Ray Manufacturing Co., 88 N.E. 1063 (N.Y. 1909).

(77) Huset v. J. I. Case Threshing Machine Co., 120 F. 865, 872-73 (8th Cir. 1903).

(78) 111 N.E. 1050 (N.Y. 1916).

した。本件は、被告の製造した自動車を購入した原告が、運転中にホイールが壊れて怪我をしたことにつき損害賠償を請求した事件である。当該ホイールは別の製造業者によって製造されていた。そこで原告は、自動車製造者である被告が直接売買契約関係にない者に対しても製造物につき検査を行う注意義務が存在することを主張したのである。カードーズ（Benjamin Nathan Cardozo）裁判官は、原告の主張を認めた。製造物の性質が危険を十分に招くおそれがあれば、その性質により招来する結果の警告がなされるべきであり、そのような物を製造する際には製造者が注意深く行わなければならない義務をもつと述べたのである⁽⁷⁹⁾。たとえ別の製造者からホイールを購入したとしても、本件被告が製造業者であるため、完成品の瑕疵につき責任を負うものであり、製造部品の検査を行う義務があったこととその過怠を認定したのである⁽⁸⁰⁾。

本判決の30年後の1946年に、マサチューセッツ州最高裁判所判決は、本判決の判旨が一般的に適用される法理であると述べて、他の法域においても適用される旨を示した⁽⁸¹⁾。また、不法行為リステイトメント初版（RESTATEMENT OF TORTS 1st）も、製造物の製造者と供給者が当該製造物の使用につき人身に危険を及ぼすことを知り、または知り得るべきであったときには、その者に損害賠償責任を負わせることを明示した⁽⁸²⁾。不法行為リステイトメント初版の刊行により、1950年代までには過失責任が製造物瑕疵による損害賠償の根拠とされるようになったのである⁽⁸³⁾。

2. 厳格責任の出現

製造物責任の判断を製造者と供給者の過失に求める傾向は、その後製造

(79) *Id.* at 1053.

(80) *Id.* at 1055.

(81) *Carter v. Yardley & Co.*, 64 N.E. 2d 693, 700 (Mass. 1946).

(82) RESTATEMENT OF THE LAW OF TORTS, § 394 (1934).

(83) William Prosser, HANDBOOK OF THE LAW OF TORTS, § 84 (2d ed. 1955).

物責任の領域で長く継続することになる。一方で1940年代から、過失の立証を要しない厳格責任 (strict liability) が当該領域で適用される兆候がみられるようになってきた。1944年の *Escola v. Coca Cola Bottling Co.*⁽⁸⁴⁾ はこの端緒となった判決である。本件はウエイトレスがコカ・コーラの瓶をもっていったところ、それが突然破裂して彼女の手に怪我を負わせた事件である。原告は、瓶の瑕疵または瓶に過度の圧力があるにもかかわらず、被告の製造販売したことが過失になると主張した⁽⁸⁵⁾。カリフォルニア州最高裁判所は、外部からの介入原因が不在のため、瓶が破裂した事実のみで被告の過失を立証できると述べて⁽⁸⁶⁾、被告に損害賠償を命じた。本件は、損害を発生させる介入原因がない場合に被告の過失を推定する、いわゆる過失推定則 (Res Ipsa Loquitur) を適用した事例であった。一方でトレイナー (Roger John Traynor) 裁判官は同意意見の中で、「製造物が検査されることなしに市場に出回り、それが人身損害を与える瑕疵があることになったときには、製造者は厳格責任を負わなければならない」⁽⁸⁷⁾ と付言したのである。

1950年代から60年代にかけて、製造物責任を厳格責任にもとづいて判断すべきであると、とりわけ二名の学者が強く主張した。ジェームズ (Fleming James) とプロッサー (William Prosser) である。ジェームズは、瑕疵ある製造物が引き起こす損害を減少させるとともに、個人および社会が被る経費を低減化する目的から、厳格な企業責任 (strict enterprise liability) の必要性を主張した⁽⁸⁸⁾。ジェームズによれば、伝統的な過失責任と品質保証では現代において発生する瑕疵ある製造物を原因とする損害には対応できないので、新しい責任概念を構築すべきであると提言したので

(84) 150 P.2d 436 (Cal. 1944).

(85) *Id.* at 437.

(86) *Id.* at 439.

(87) *Id.* at 440.

(88) Fleming James, *General Products – Should Manufacturers Be Liable Without Negligence?*, 24 TENN. L. REV. 923, 923-24 (1957).

ある⁽⁸⁹⁾。一方でプロッサーは、契約当事者関係が不在の案件では、消費者に対する責任が契約ではなく不法行為で判断すべきであると主張した⁽⁹⁰⁾。不法行為法で厳格責任が認められるのであれば、擬似的な契約法の仮面を脱ぎ捨てて適用されるべきであると強調したのである⁽⁹¹⁾。

契約法に由来する二つの製造物責任法理は相反する途を辿った。品質保証は直接の契約関係にある場合に適用され続けた⁽⁹²⁾。一方で、契約当事者関係の法理は不法行為法理に代替された。そして、不法行為法理も過失責任から厳格責任へと移行した。1960年代から厳格責任が普遍化をみせはじめたからである。その端緒として、1963年にカリフォルニア州最高裁判所は、*Greenman v. Yuba Power Products*⁽⁹³⁾で、製造物瑕疵による損害賠償の判断に厳格責任を採った。本件は、ドリルやのこぎりとして使うことができる複合的電動工具を購入した原告が、旋盤として使用中に飛翔した木片で怪我を負った事件である。カリフォルニア州最高裁判所のトレイナー裁判官は法廷意見の中で、19年前の*Escola*事件判決と同様に厳格責任が適用される旨を示した。製造物瑕疵の被害者を救済するには品質保証契約のみでは不十分であることを理由として、不法行為法上の厳格責任を適用すべきであると述べたのである⁽⁹⁴⁾。そして、厳格責任を根拠にすれば、電動工具の使用と怪我との因果関係を証明するだけで、被害者へ十分に救済が与えられる、と結論づけたのであった⁽⁹⁵⁾。

本判決の2年後の1965年にリステイトメント第2版が刊行され、その§ 402Aに製造物瑕疵における厳格責任の一般原則が規定された。使用者、消費者、またはそれらの者の財産に対して、不合理な危険を与える瑕疵あ

(89) Fleming James, *Products Liability*, 34 TEX. L. REV. 192, 228 (1955).

(90) William Prosser, *The Assault Upon the Citadel (Strict Liability to the Consumer)*, 69 YALE L. J. 1099, 1134 (1960).

(91) *Id.*

(92) *See*, Paul Harris v. Furniture Co. v. Morse, 139 N.E. 2d 275 (Ill.1956).

(93) 377 P.2d 897 (Cal. 1963).

(94) *Id.* at 901.

(95) *Id.*

る状態の製造物を販売するいかなる者も、製造物の最終的な使用者または消費者に与えた人身および財産上の損害に対して責任をもつ、と定められている⁽⁹⁶⁾。本条の責任は、製造者または販売者の過失を損害賠償の要件としないため厳格責任になるのである。

製造物責任の根拠は経年的に自己責任の法理から過失責任に変遷した。さらに、厳格責任が適用される過程で、製造業者である企業への責任追及の認識が高まった。その意味で、製造物責任法理の変遷が、市場に製造物を入れた企業に製造物瑕疵の損失を負担させる過程であると評することができよう⁽⁹⁷⁾。さらに、製造物瑕疵の損害賠償請求が厳格責任を根拠とすれば、原告は過失の立証が不要となる。原告の証明責任を軽減した厳格責任は、大規模不法行為のうち第2類型の製造物瑕疵にとどまらず、1973年には第3類型の有毒物質不法行為にも及んだ。第5巡回区連邦控訴裁判所は、アスベスト含有の絶縁体工事を行う労働者に、アスベストの危険性の警告がなく不合理な危険を導くことになれば、厳格責任が適用されると判断したのである⁽⁹⁸⁾。

おわりに

1980年代に大規模不法行為による損害賠償を請求する訴えが提起されてきた。この年代に集中して大規模不法行為訴訟が提起されたのは、社会のおよび法的な複数の要因が存在したからである。

(96) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 402A.

(97) Priest, *supra* note 66, at 463.

(98) Borel v. Fiberboard Paper Prods. Corp., 493 F.2d 1076, 1093 (5th Cir. 1973). 本判決の3年前に *Bassham v. Owens-Corning Fiber Glass Corp.*, 327 F.Supp. 1007, 1008-09 (D.N.M. 1971). が出され、アスベストを使った工事を行う労働者のアスベストを原因とする疾病発症の損害賠償請求事件においては、製造物瑕疵で形成された厳格責任が適用されない旨が示されていた。アスベストには潜伏性があるために製造物瑕疵の案件とは異なるというのがその理由であった。1971年から1973年までの短い期間とはいえ、1970年代初頭では製造物瑕疵で形成された厳格責任は有毒物質の案件においては適用されなかったのである。

社会メディアの発展により特定の不法行為が社会的に周知されることになり、さらに医師による医療情報を踏まえて被害者間での被害情報の共有化がなされた。これが個別の不法行為を大規模不法行為へと変容させた原因となった。そしてまた、弁護士広告により弁護士事務所は不法行為被害者を集合させ受任することが可能となり、大規模不法行為訴訟の提起を促した。

手続法的にはクラス・アクションにより多数の請求を一本化することのみならず、不法行為の被害者は代表者に訴え提起とその後の進行を委ねることができたのである。また、大規模不法行為での訴え提起を促進させるには、実体法が被告となる企業に責任を負わせていることが必要である。原告敗訴の危険を回避するための前提ともいえるものである。これについては、1980年代までに製造物責任の領域で厳格責任が適用されることになり、大規模不法行為訴訟を増加させる効果を生じさせたといえよう。

これらの要因が併存したことにより、同年代に大規模不法行為が社会的に認知されるとともに、多くの大規模不法行為訴訟が提起されるに至ったのである。

〈平成27年度科学研究費補助金 基盤研究（C）研究課題「私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの比較法的研究」(研究代表者：樺博行) 課題番号25380127による研究〉

(本学法学部教授)